

		人訴事項	人訴事項以外
訂正事由が明白でない場合		【116条】	【113条, 114条】
訂正事由が明白である場合	訂正事項が軽微でない、又は、身分関係に影響がある	【116条】 確定判決による24条3項通知の場合を除く。	【管轄法務局長等の許可を得て訂正】 ◆ 軽微でない ① 妻の氏を称する婚姻の届出によって新戸籍を編製する際、誤って夫を筆頭者として新戸籍を編製した場合 ② 筆頭者の生存配偶者が自己の氏を称する婚姻の届出をしたが、新戸籍の編製を遺漏した場合 ③ 生存配偶者である妻が、夫の氏を称する婚姻により新戸籍の編製をするに当たり、前夫の子を誤って随従入籍させている場合 ④ 妻の氏を称して婚姻をした夫が妻の父母と縁組をした際、誤って夫を筆頭者として新戸籍を編製した場合 ⑤ 嫡出でない子について、父の認知届によって父の戸籍に入籍させた場合 ⑥ 協議離婚の届出により実方戸籍に復籍すべき者について、その記載を遺漏した場合 ◆ 身分関係に影響がある ① 嫡出性に関わる生年月日の訂正 ② 協議離婚の届出に基づき戸籍の記載をした後、夫が離婚届出以前に死亡していることが、夫の死亡届出によって明らかになっている場合 ③ 婚姻の届出によって夫婦につき新戸籍が編製された後、妻が既に日本国籍を離脱していた場合 ④ 養父母の一方のみと離縁した養子を、他の一方とは縁組継続中であるにもかかわらず誤って実方の戸籍に復籍させている場合 ⑤ 父母の協議離婚届の際に定めた未成年の子の親権について、戸籍の記載を遺漏している場合 ⑥ 本籍地に死亡の届出がなされたが、その戸籍の記載を遺漏していることを発見した場合 ⑦ 生存者について誤って死亡の記載をしたため管轄法務局長等の許可を得て訂正する場合
	訂正事項が軽微、かつ、身分関係に影響がない		【市区町村限りで訂正】 ① 出生年月日を誤記した場合(嫡出性にかかわらずのもの) ② 出生届書に記載された子の出生の場所を戸籍に誤記している場合 ③ 認知届に基づく被認知者(子)の戸籍の記載中、認知者の戸籍の表示又は氏名を誤記した場合 ④ 15歳未満の養子につき、養子縁組の代諾者の資格の記載を誤記あるいは遺漏しているのを発見した場合 ⑤ 夫又は妻について婚姻事項の記載を遺漏した場合 ⑥ 外国で成立した離婚の裁判の報告的離婚届がされたのに、誤って協議離婚の旨の記載をした場合 ⑦ 死亡年月日を誤記又は遺漏している場合 ⑧ その他の事案